

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1	前 文	1
第 2	推進計画の目的	1
第 3	災害想定及び被害想定	2
第 4	防災関係機関が地震発生時の災害予防対策、災害応急対策及び 災害復旧対策として行う事務又は業務の大綱	6
第 2 章	災害対策本部等の設置等	1 2
第 1	災害対策本部等の設置	1 2
第 2	災害対策本部等の組織及び運営	1 2
第 3	災害応急対策要員の参集（動員計画）	1 2
第 3 章	地震発生時の応急対策等	1 5
第 1	地震発生時の応急対策	1 5
第 2	資機材、人員等の配備手配	1 8
第 3	他機関に対する応援要請	1 9
第 4 章	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	2 1
第 1	水門等の津波防災施設の操作	2 1
第 2	水門等の津波防災施設の維持管理の徹底	2 2
第 3	河川・港湾施設の整備等	2 2
第 4	津波に関する情報の伝達等	2 3
第 5	避難対策等	2 3
第 6	水道、電気、ガス、通信、放送関係	2 9
第 7	交通対策	3 1
第 8	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	3 3
第 5 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	3 4
第 6 章	防災訓練計画	3 5
第 7 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	3 6

第1章 総則

第1 前文

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成15年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が施行され、法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に本市を含む1都2府18県652市町村が「東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」として指定された。「推進地域」においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなっている。

また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」（以下「大綱」という。）が同年12月16日の中央防災会議で決定された。

また、国の中央防災会議が法第5条の規定に基づき策定する、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」については、東南海・南海地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針や、指定行政機関、地方公共団体などが定める「東南海・南海地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）」及び特定の民間事業者等が定める「東南海・南海地震防災対策計画」の基本となるべき事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とするものであり、同大綱に定められた方針に沿って取りまとめられており、平成16年3月31日に示されているところである。

本計画は、大阪市防災会議が国の基本計画や府の推進計画を基本として、法第6条の規定に基づき策定する「推進計画」であり、来るべき東南海・南海地震から、本市域及び市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

この目的を達成するため、本市、防災関係機関及び市民においても、本計画に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。

なお、本計画は、今後の検討状況、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておくものとする。

第2 推進計画の目的

この計画は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）」第6条第1項の規定に基づき、「東南海・南海地震防災対策推進地域」について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第3 災害想定及び被害想定

1 災害想定

以下の各章には、現段階にて想定される津波に対する対策を示すが、今後、東日本大震災を踏まえた科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分けて対策を講じる。

最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波の想定については、国による東日本大震災を踏まえた南海トラフの巨大地震の検討結果を踏まえ、府と連携して詳細なシミュレーションを実施の上、災害の全体像を明確化するものとする。

なお、新たな災害想定及び被害想定を定めるまでは、市として従来想定を上回る津波による浸水に備え、概ね上町台地より西側の範囲において、避難を中心とするソフト対策を講じていくこととする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に地域の実情に応じた総合的な対策を講じるものとする。

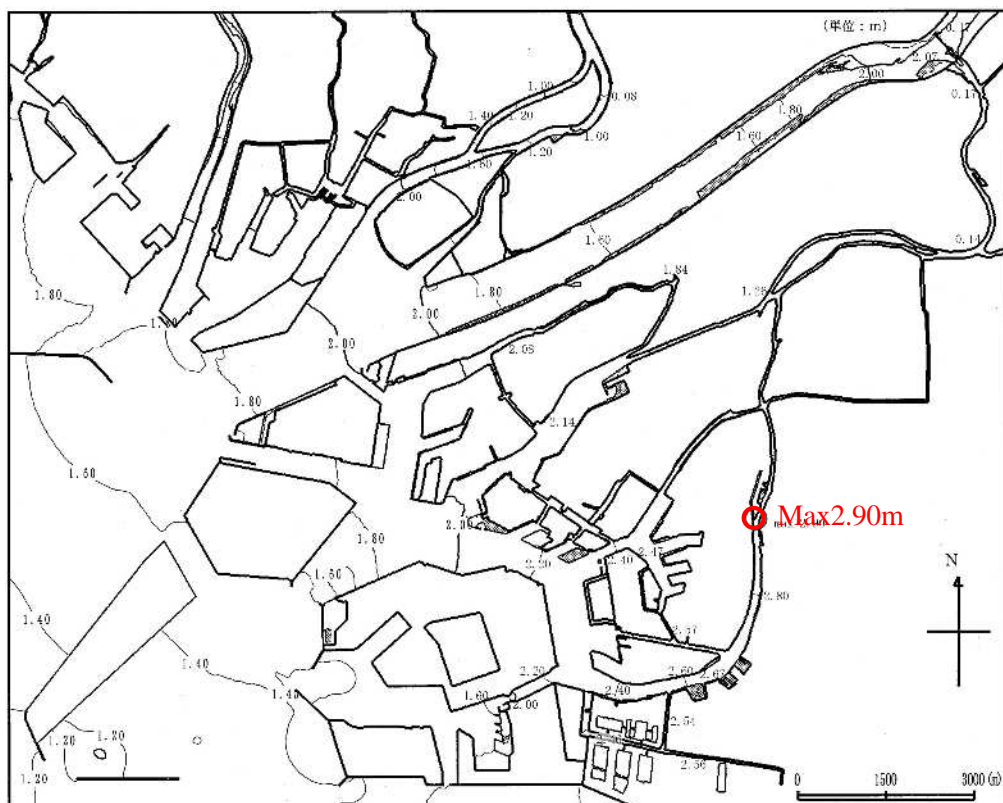
比較的発生頻度が高い一定程度の津波

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設の整備を引き続き進めるものとする。

(1) 津波波高

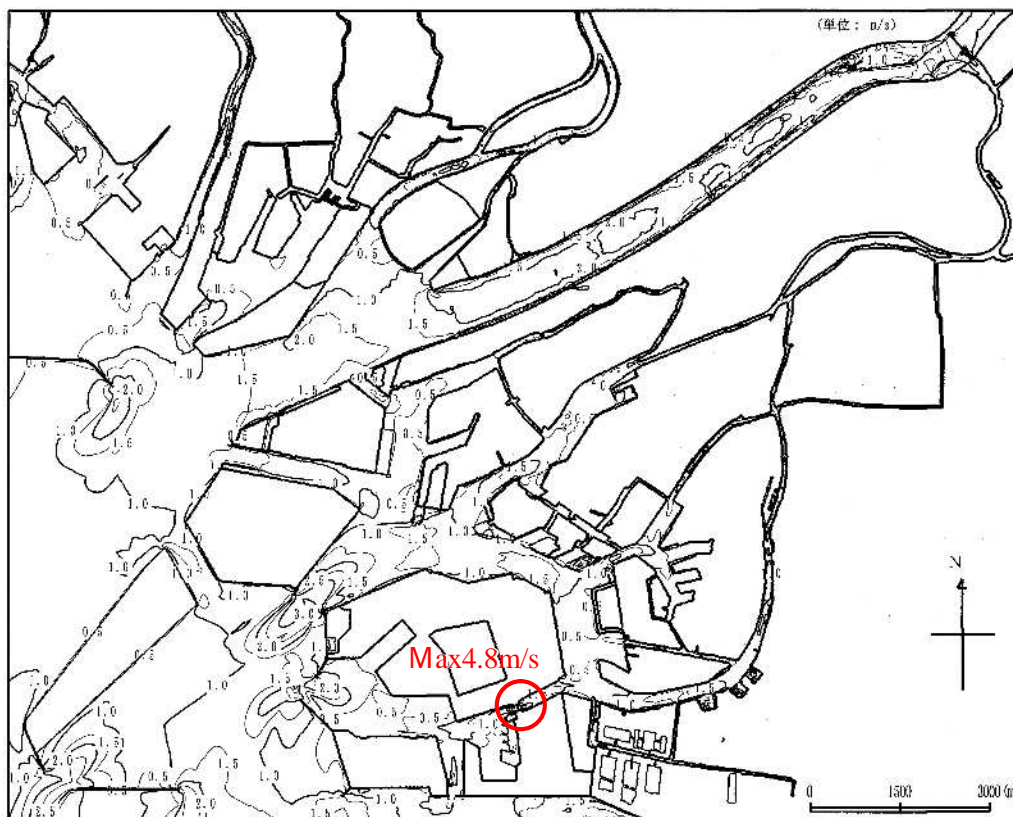
四国沖でマグニチュード8.6程度の海溝型地震が発生したと想定し、本市域における津波の水位及び到達時間を予測した。

この結果に基づく大阪港への津波の到達時間は約2時間と予測される。また、津波の最大波高は約2.9mと想定され、波高分布は下図のとおりである。



(2) 津波流速

東南海・南海地震に伴い発生する津波による流速分布については、最大で4.8m/s程度の流速が想定され、流速分布については下図のとおりである。



(3) 国による推計(平成24年3月31日)[参考]

平成24年3月31日、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(座長:阿部勝征東京大学名誉教授)より、マグニチュード9クラス規模の巨大な地震・津波を想定して推計し、最大クラスの地震・津波の検討結果が公表された。

- ・ 震度分布については、強震動生成域を4ケース設定し、250mメッシュ単位で震度が推計され、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れが想定される。
- ・ 津波高については、大すべり域と超大すべり域を11ケース設定、50mメッシュ単位(10mメッシュ単位の津波高は4月以降に推計)で推計された。
最大クラス:大阪府(堺市西区)4m・和歌山県(すさみ町)18.3m兵庫県(南あわじ市)9m・高知県34.4m(黒潮町*最大)
- ・ 今回推計された震度分布・津波高は、広範囲の領域を捉えた防災対策の参考とするために推計されたものであり、今後実施される詳細な浸水域や被害想定を検討において、改めて検証した結果、修正されることがあるとされている。

震源における想定地震規模

	H24.3.31 内閣府発表	本市従来想定
震度分布推計	マグニチュード9.0	マグニチュード7.9~8.6
津波高推計	マグニチュード9.1	

各区最大震度

	H24.3.31 内閣府発表	本市従来想定
北 区	6 強	6 弱
都 島 区	6 強	6 弱
福 島 区	6 弱	6 弱
此 花 区	6 強	6 弱
中 央 区	6 弱	5 強
西 区	6 強	6 弱
港 区	6 強	6 弱
大 正 区	6 弱	6 弱
天 王 寺 区	6 弱	5 強
浪 速 区	6 弱	6 弱
西 淀 川 区	6 弱	6 弱
淀 川 区	6 弱	6 弱
東 淀 川 区	6 強	6 弱
東 成 区	6 強	6 弱
生 野 区	6 強	6 弱
旭 区	6 強	6 弱
城 東 区	6 強	6 弱
鶴 見 区	6 弱	5 強
阿 倍 野 区	6 弱	5 強
住 之 江 区	6 強	6 弱
住 吉 区	6 弱	5 強
東 住 吉 区	6 弱	5 強
平 野 区	6 弱	5 強
西 成 区	6 弱	6 弱

津波高さ

	H24.3.31 内閣府発表 [海岸付近の最大値] (A)	本市従来想定		< >内の A/B	海岸付近の 堤防高さ
		[海岸付近最大値] (B)	[各区最大値 (参考)]		
此花区	TP+3.8m(OP+5.1m)<3.0m>	TP+2.8m(OP+4.1m)<2.0m>	TP+3.0m(OP+4.3m)<2.2m>	1.50	OP+6.2m ~ 8.0m
港区	TP+3.4m(OP+4.7m)<2.6m>	TP+3.2m(OP+4.5m)<2.4m>	TP+3.3m(OP+4.6m)<2.5m>	1.08	OP+5.7m ~ 7.2m
大正区	TP+3.2m(OP+4.5m)<2.4m>	TP+3.2m(OP+4.5m)<2.4m>	TP+3.7m(OP+5.0m)<2.9m>	1.00	OP+5.7m ~ 6.6m
西淀川区	TP+3.8m(OP+5.1m)<3.0m>	TP+2.8m(OP+4.1m)<2.0m>	TP+3.0m(OP+4.3m)<2.2m>	1.50	OP+7.6m ~ 8.1m
住之江区	TP+3.8m(OP+5.1m)<3.0m>	TP+3.2m(OP+4.5m)<2.4m>	TP+3.5m(OP+4.8m)<2.7m>	1.25	OP+5.7m ~ 6.6m

OP 表示の潮位は、大阪市の満潮位 OP+2.1m を設定。< >内は満潮位からの高さ。

海岸に面している地区のみを公表。ただし想定場所は不明。

内閣府発表と本市従来想定の場合は必ずしも同じではない。

海岸付近の津波到達時間

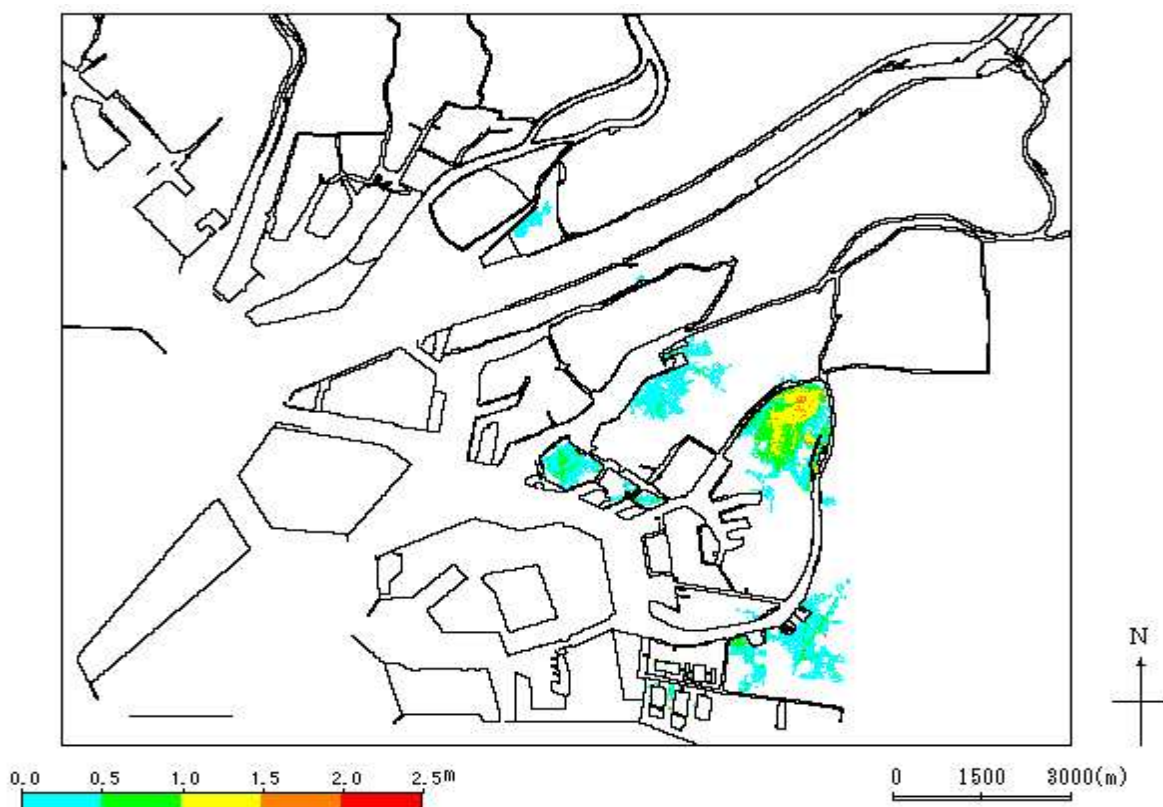
	H24.3.31 内閣府発表	本市従来想定
大 阪 港	90 ~ 120分	約120分

2 被害想定

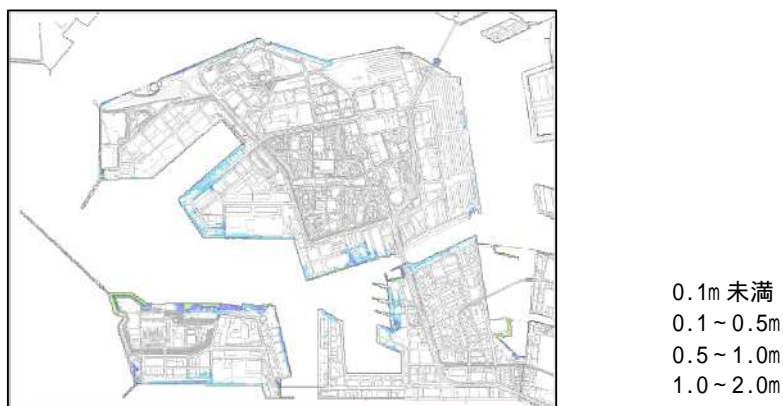
津波による本市域における浸水被害は、四国沖でマグニチュード8.6程度の海溝型地震が発生した場合を想定しており、これについては、防潮扉及び水門を閉鎖することにより、ほとんどないと想定されるが、夜間、初期初動体制で閉鎖を必要とする常時開放されている防潮扉及び水門については閉鎖できない可能性があることを考慮し、開放したものとして次のとおり想定した。

この他に、地震による揺れ、液状化及び漂流物等の衝突によって発生する防潮扉、水門及び護岸等の一部損壊に伴い、海水の越水や侵入による浸水被害が生じる可能性も考えられる。

以上のような津波被害の危険性を検討し、対策へと反映させていくものとする。



東南海・南海地震津波浸水予測図
(平成15年度 東南海・南海地震津波対策検討委員会検討結果より)



咲洲地区における東南海・南海地震津波浸水予測図 (平成21年度)

第4 防災関係機関が地震発生時の災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 大阪市

(1) 全般

大阪市災害対策本部の運営に関する事務

(2) 災害予防に係る事項

防災に関する組織の整備

防災に関する知識の普及・啓発

防災に関する訓練の実施

防災に関する物資及び素材の備蓄、整備及び点検

防災に関する施設及び設備の整備及び点検

防災に関する調査研究

(3) 災害応急対策に係る事項

消防、水防その他の応急措置

他自治体等への応援要請

警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示

避難誘導及び避難所の管理

災害情報の収集及び伝達

災害情報等の広報及び広聴

緊急輸送の確保及び道路・河川・港湾（海上）・住居等の障害物の除去

水、食糧、生活関連物資の供給

被災者の医療、救護

清掃、防疫活動、食品衛生の監視

被災者の捜索、遺体の処理

災害を受けた児童及び生徒の応急教育

被災者の住宅確保

施設及び設備の応急復旧

災害対策要員の確保

ボランティアの調整

災害救助法・激甚災害の指定に関する事項

義援金品の配分

被災者に対する応急金融措置

災害の発生の防御又は拡大の防止措置

(4) 災害復旧に係る事項

災害復旧の実施

2 指定地方行政機関

(1) 近畿財務局

金融機関に対する緊急措置の要請
普通財産の無償貸付
地方公共団体に対する災害融資
被災施設の災害復旧事業費の査定の立会い

- (2) 近畿農政局（大阪地域センター）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- (3) 近畿経済産業局
防災関係物資の供給体制の整備及び適正な価格による円滑な供給の確保
電気・ガス・工業用水の復旧対策及び供給の確保に係る指導・要請
罹災事業者の業務の正常な運営の確保
被災中小企業の復興とその他経済復興の支援
- (4) 中部近畿産業保安監督部近畿支部
電気・ガス事業に関する復旧対策の推進（保安に係るもの）
高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナートに係る施設の保安確保対策の推進
- (5) 近畿運輸局
所管する交通施設及び設備の整備についての指導
災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
特に必要があると認める場合の輸送命令
災害時における交通機関利用者への情報の提供
- (6) 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部）
海上災害に関する防災訓練及び啓発指導
排出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の指導
危険物積載船舶等の災害予防
海難救助体制の整備
海上交通の制限
避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達
海難の救助及び危険物等の海上流出油対策
人員及び救助物資の緊急海上輸送
海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持
- (7) 大阪管区气象台
観測施設等の整備
防災知識の普及・啓発
災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達
- (8) 近畿総合通信局
非常通信体制の整備
非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施
災害時における電気通信の確保

非常通信への妨害の排除及び混信の除去
災害地域における電気通信施設の被害状況の把握

(9) 近畿地方整備局

直轄公共土木施設の整備と防災管理
応急復旧資料機材の備蓄及び整備
指定河川の洪水予報・警報及び水防警報の発表及び伝達
直轄公共土木施設の応急点検体制の整備
災害時の直轄国道の通行の禁止又は制限及び道路交通の確保
直轄公共土木施設の二次災害防止
直轄公共土木施設の復旧
港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導
緊急物資及び人員輸送活動
海上の排出油に対する防除処置
港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導

3 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- (1) 大阪市地域防災計画に係る訓練の参加協力
- (2) 府、市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (3) 災害派遣に関する事

4 関西広域連合

- (1) 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関する事
- (2) 大規模広域災害時における構成団体、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関する事
- (3) 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関する事
- (4) 大規模広域災害に備えた事業企画、実施に関する事

5 大阪府

- (1) 大阪府防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災のための教育及び訓練
- (5) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (6) 水防その他の応急措置
- (7) 指定河川の洪水予報・警報及び水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、水防警報の発表及び伝達
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示、並びに避難所の開設の指示
- (11) 災害時における保健衛生についての措置
- (12) 被災児童、生徒の応急教育
- (13) 災害時における交通規制
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 災害救助（法）に関する事

- (16) 市町村及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (17) 市町村地域防災計画の指導に関すること

6 大阪府警察

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助及び避難指示
- (3) 交通規制・管制
- (4) 広域応援等の要請・受け入れ
- (5) 遺体の検視（見分）等に関する措置
- (6) 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持
- (7) 災害資機材の整備

7 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）
 - 電気通信設備の整備及び防災管理
 - 応急復旧用資機材の整備
 - 津波警報、気象警報の伝達
 - 災害時における重要通信確保
 - 災害関係電報、電話料金の減免
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
 - 「災害用伝言ダイヤル」に関すること
- (2) 日本赤十字社（大阪府支部）
 - 災害医療体制の整備
 - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
 - 災害時における医療、助産等救護活動の実施
 - 義援金品の募集、配分等の協力
 - 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
 - 救援物資の備蓄
- (3) 日本放送協会（大阪放送局）
 - 防災知識の普及
 - 災害時における放送の確保対策
 - 緊急放送・広報体制の整備
 - 気象予報・警報等の放送周知
 - 避難所等への受信機の貸与
 - 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
 - 災害時における広報
 - 災害時における安否情報の提供
- (4) 阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（関西支社）
 - 管理道路の整備と防災管理
 - 道路施設の応急点検体制の整備
 - 災害時における交通規制及び輸送の確保

被災道路の復旧事業の推進

- (5) 西日本旅客鉄道株式会社(鉄道本部)、日本貨物鉄道株式会社(関西支社)及び東海旅客鉄道株式会社(新幹線鉄道事業本部)
 - 鉄道施設の防災管理
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保
 - 災害時における緊急輸送体制の整備
 - 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送
 - 災害時における鉄道通信施設の利用
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進
- (6) 大阪ガス株式会社
 - ガス施設の防災管理
 - 二次災害の防止
 - 導管の耐震化の確保
 - 災害時におけるガスの供給確保
 - 被災ガス施設の復旧事業の推進
- (7) 日本通運株式会社(大阪支店)
 - 緊急輸送体制の整備
 - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
 - 復旧資材等の輸送協力
- (8) 関西電力株式会社
 - 電力施設の防災管理
 - 災害時における電力の供給確保と復旧体制の整備
 - 被災電力施設の復旧事業の推進

8 指定地方公共機関

- (1) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合
 - 水防団員の教育及び訓練
 - 水防資機材の整備、備蓄
 - 水防活動の実施
- (2) 阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社
 - 鉄道施設の防災管理
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保
 - 災害時における緊急輸送体制の整備
 - 災害時における鉄道通信施設の利用
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進
- (3) 社団法人大阪府医師会
 - 災害時における医療救護の実施
 - 傷病者の収容並びに医療活動の実施
- (4) 社団法人大阪府看護協会
 - 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること

被災者に対する看護活動に関すること

9 その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公立大学法人大阪市立大学、
農漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、
養老、育児、司法保護を目的とする厚生社会事業団体、
青年団体等の文化事業団体、交通機関、学校法人、赤十字奉仕団、
女性会等の地域住民組織、大量の危険物の貯蔵等の管理者
避難場所の管理者、大規模地下空間管理者、地下街管理者、防潮扉管理者、
その他公共的活動を営むもの

大阪市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力

第2章 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに大阪市災害対策本部を設置するとともに、区長は区災害対策本部を設置し、これを的確かつ円滑に運営するものとする。また、市長は必要に応じて現地災害対策本部(以下「災害対策本部等」という。)を設置し、これを的確かつ円滑に運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、『大阪市地域防災計画<震災対策編> 第3部災害応急対策計画 1組織計画』に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集(動員計画)

この計画は地震による被害が発生し、又は被害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員の動員配備を定めたものである。

所属長は、災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施するものとする。

1 動員基準

職員の動員基準は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができる。

動 員 基 準 表

種 別	災 害 状 況	動 員 人 員
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	全 員
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	職員の 1 / 2 以内
3号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職員の 1 / 4 以内
4号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初期活動に 必要な職員

2 動員

(1) 勤務時間外における参集

震度6弱以上の場合

ア 自動参集の基準

全職員は、勤務時間外に本市域において震度6弱以上(気象庁発表)を観測したときは、1号動員の指令があったものとして、速やかに、次に定める区分により参集すること

イ 自動参集の区分

自動参集の区分は、「所属参集」と、「直近参集」とする。

(ア) 所属参集

本計画に定める分掌事務を遂行するうえで特に必要とする職員(各所属長が別に定める)は、自己の勤務する場所等に参集する。

(イ) 直近参集

所属参集以外の職員は、あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所・事業所等に参集する。

直近参集者は、参集先の本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

震度5強の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5強(気象庁発表)を観測したときは、2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に参集すること

震度5弱の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5弱(気象庁発表)を観測したときは、3号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に参集すること

震度4の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度4(気象庁発表)を観測したときは、4号動員の指令があったものとして、自己の勤務する場所等に参集すること

防潮扉及び水門閉鎖要員の自動参集

防潮扉及び水門閉鎖要員は、勤務時間外に大阪府域に津波警報・大津波警報が発表されたときは、指定された場所に参集し、所定の防潮扉閉鎖活動にあたること

なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること

緊急本部員・緊急区本部員の自動参集

緊急本部員・緊急区本部員は、勤務時間外に本市域において震度4以上(気象庁発表)を観測したとき(阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員については、震度6弱以上を観測したとき)は、指定された場所に自動的に参集すること

(2) 動員計画の周知

所属長は、本計画及び各所属の動員計画に基づき、所属員に計画内容を周知するものとする。

直近参集者を指定した所属は、直近参集者名簿を作成のうえ、参集先の所属に報告するものとし、直近参集者の報告を受けた所属は、その職員の業務内容を取り決め、職員に通知するものとする。

所属長は、所属が実施する訓練や研修等に所属員及び直近参集者を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。

(3) 動員の指令

動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発するものとする。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を用いて速やかにその旨周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において、職員は、テレビ・ラジオ等で自ら地震情報を収集し、伝達を待つことなく自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員を召集しなければならない。

各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。

(4) 動員の報告

各所属長は、動員指令に基づいて所属員を召集・参集したときは、その状況を取りまとめ、直ちに「動員報告書」等により危機管理監に報告すること

(5) 応援職員の要請

各部長並びに区本部長は、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。総務部長は、上記の要請があった場合関係部長と協議のうえ他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。

市の職員をもっても不足すると認められるときは、「3 応援要請計画」の定めるところにより、市本部長は他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。

(6) 震度3以下の地震による津波発生時の対応

震度3以下の地震による津波発生時の対応は、資料編に定める。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の伝達系統

- (1) 情報の伝達系統は別図1、別図2による。
- (2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、(情報の種類に応じて)被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、一つの手段に支障がでてでも対応できるように、バックアップ体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。
- (3) 通信の途絶、交通の障害等により、市長等と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次のとおり対応するものとする。

大阪市副市長の事務分担に関する規則第2条第1項に掲げる順序により副市長が市長に代わり災害対策本部長の職務を代理する。

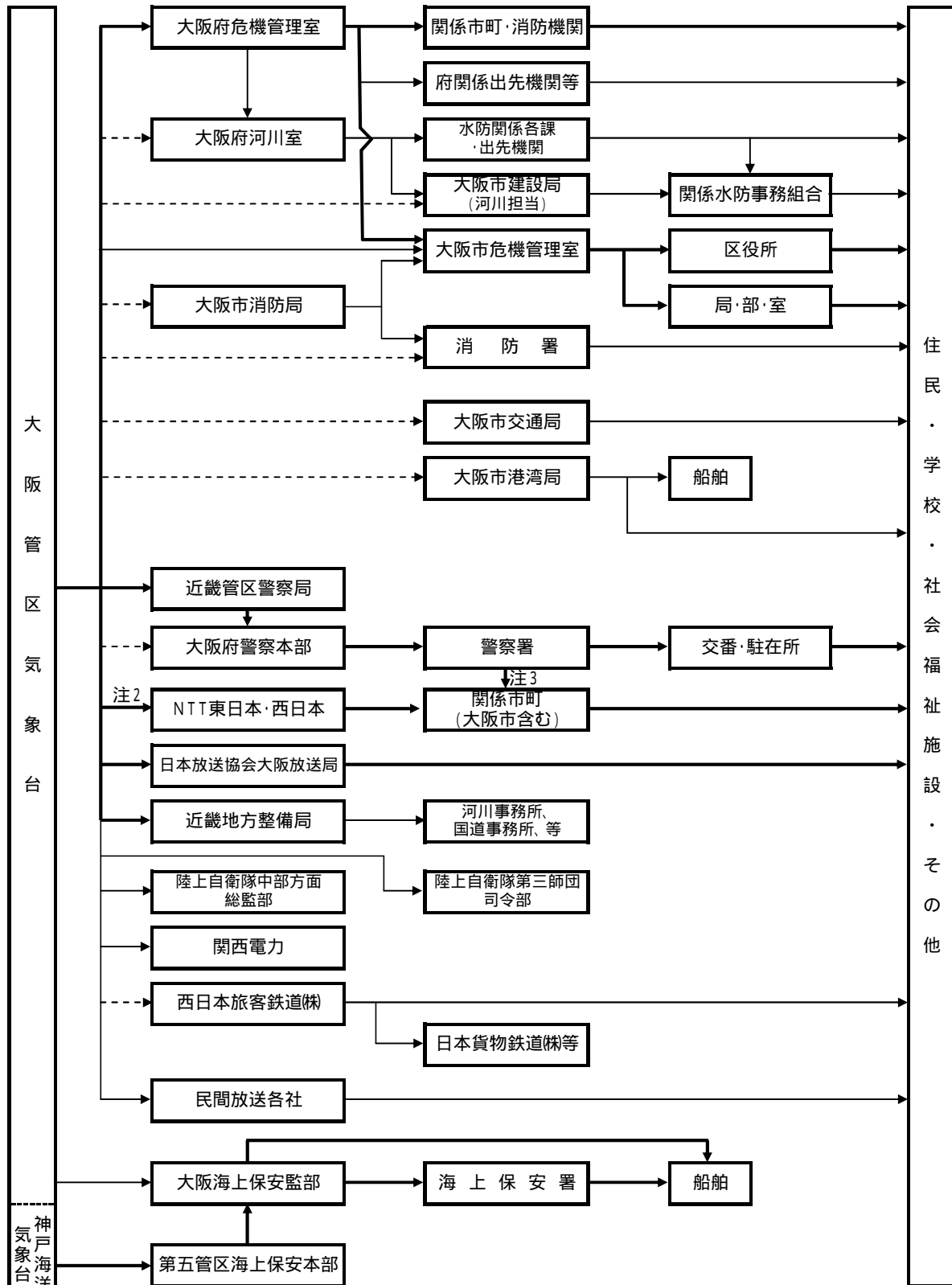
すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監が災害対策本部長の職務を代理する。

(4) 避難勧告

大阪府の沿岸に津波警報が発表された場合、避難勧告を発令する。避難勧告を発令する対象地区及び、避難場所は、「第5 避難対策等」の「2 津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区」、「3 避難場所」とする。

別図 1

津波予報・警報等の伝達系統総括図



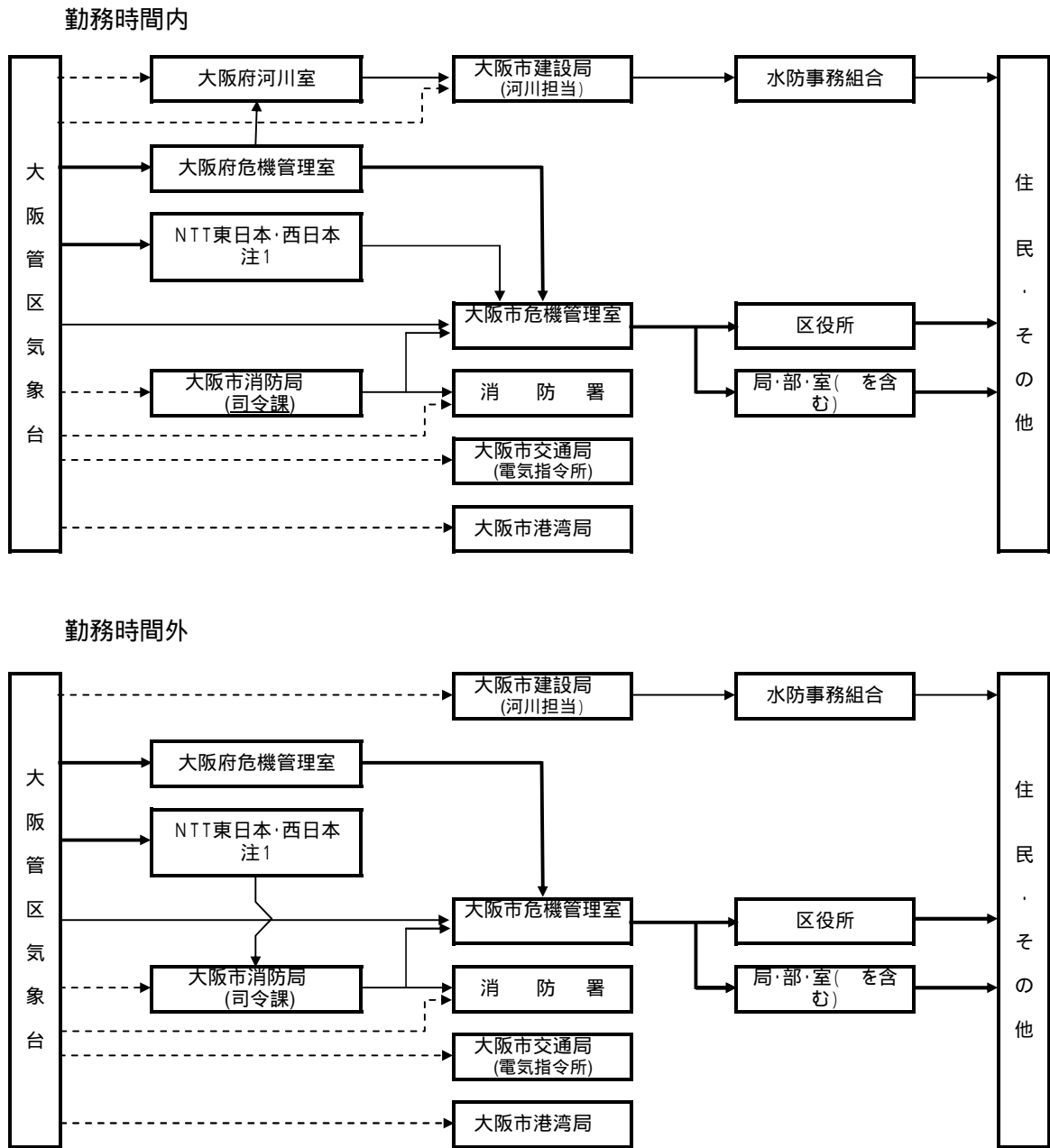
注1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。破線はインターネット接続を示す。

注2 津波警報、同解除の場合のみ。

注3 津波注意報・津波警報に限る。

別図2

津波予報・警報等の伝達系統具体図



注1 津波警報、同解除の場合のみ。

2 施設の緊急点検・巡視

各担当部は、『大阪市地域防災計画(震災対策編)第3部災害応急対策計画7災害情報収集・伝達計画』に定めるところにより、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

前号第2の各担当部は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

4 救助・救急・消火活動

救助・救急・消火活動については、『大阪市地域防災計画(震災対策編)第3部災害応急対策計画、4消防活動計画』の定めるところによる。

5 医療救護活動

医療救護活動については、『大阪市地域防災計画(震災対策編)第3部災害応急対策計画、16医療救護計画』の定めるところによる。

6 物資調達

市本部は、災害発生後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量が不足する場合には大阪府に供給要請する。また、あわせて『18大都市災害時相互応援に関する協定』や『災害時における物資の供給等の協力に関する協定』等により調達を図るものとする。

7 輸送活動

輸送活動については、『大阪市地域防災計画(震災対策編)第3部災害応急対策計画、12輸送計画』の定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、『大阪市地域防災計画(震災対策編)第3部災害応急対策計画、17防疫・保健衛生計画』の定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

各担当部は地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保につとめる。

2 人員の配置

市本部は、人員の配備状況を大阪府に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 各担当部は、地震が発生した場合において、大阪市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 具体的な措置内容は、各担当部において別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 市本部が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。（ ）内は協定締結先

(1) 応援要請に関するもの

- ・ 20 大都市災害時相互応援に関する協定（政令指定都市等）
- ・ 20 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目（政令指定都市等）
- ・ 20 大都市連絡担当部局一覧表（政令指定都市等）
- ・ 大阪市、八尾市消防相互応援協定
- ・ 大阪市と堺市、守口市門真市消防組合、東大阪市、吹田市、松原市、大東市、豊中市、尼崎市、摂津市消防相互応援協定
- ・ 大阪府下広域消防相互応援協定（府下消防組合管理者）
- ・ 五都市消防相互応援協定（名古屋市、京都市、神戸市、堺市）
- ・ 船舶火災の消火に関する業務協定（大阪海上保安監部）
- ・ 大阪湾消防艇相互応援協定（堺市、神戸市）
- ・ 大阪湾消防艇相互応援協定に基づく覚書（堺市、神戸市）
- ・ 大阪市・〇〇市（町村消防組合）航空消防応援協定
- ・ 東京消防庁・大阪市消防局航空消防相互応援協定
- ・ 大阪市と伊丹市、池田市との消防相互応援協定
- ・ 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定（堺市高石市消防組合管理者、柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者等）
- ・ 関西国際空港消防相互応援協定（堺市、阪南岬消防組合管理者等）
- ・ 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書（政令指定都市等）
- ・ 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目（政令指定都市等）
- ・ 大阪府水道と大阪市水道の相互援助に関する協定
- ・ 大阪府水道と大阪市水道の相互援助の実施に関する覚書
- ・ 大阪市水道と八尾市水道の相互応援給水に関する協定
- ・ 大阪市と摂津市の相互応援給水に関する協定
- ・ 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定
- ・ 近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書
- ・ 大阪市と守口市の相互応援給水に関する協定
- ・ 松原市上下水道部・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定及び実施細目
- ・ 羽曳野市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定
- ・ 大阪市と東大阪市の災害相互応援給水に関する協定
- ・ 藤井寺市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定
- ・ 大阪狭山市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定書
- ・ 太子町建設部上下水道室・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定
- ・ 四條畷市上下水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定
- ・ 大阪市と松原市の相互応援給水に関する協定書
- ・ 河内長野市・大阪市 水道事業に係る災害時相互応援に関する実施協定書
- ・ 尼崎市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定

- ・八尾市水道局・大阪市水道局災害相互応援に関する実施協定
- ・大阪市と門真市の相互応援給水に関する協定書
- ・災害時における医療救護についての協定（大阪府医師会）
- ・震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定（大阪市患者等搬送事業者協会）
- ・災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定（住宅金融支援機構）
- ・災害時における協力に関する協定（独立行政法人都市再生機構西日本支社）

（２） 避難に関するもの

- ・災害時における避難者の相互受け入れに関する協定（豊中市）
- ・地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定（大阪府、大阪府石油商業組合）
- ・災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）

（３） 広報活動計画に関するもの

- ・災害時における放送要請に関する協定（日本放送協会大阪放送局）
- ・災害時における放送要請に関する協定（民間放送各社）
- ・災害時における放送要請に関する覚書（日本放送協会大阪放送局）
- ・災害時における放送要請に関する覚書（民間放送各社）
- ・緊急警報放送の放送要請に関する覚書（日本放送協会大阪放送局）
- ・緊急警報放送の放送要請に関する覚書（民間放送各社）

（４） 飲料水、食糧、生活関連物資の供給に関するもの

- ・大規模地震発生時における飲料水の運搬協力に関する覚書（サントリー株式会社）
- ・大規模地震発生時における飲料水の運搬協力に関する覚書実施細目（サントリー株式会社）
- ・災害時における飲料の提供協力に関する協定書（コカ・コーラウエスト株式会社、ダイドードリンコ株式会社、株式会社ジャパンビバレッジホールディングス）
- ・緊急時における水道使用者への情報提供に関する協力協定（日本電気株式会社）
- ・災害時における応急対策の協力に関する協定（大阪市管工設備協同組合）
- ・緊急輸送に関する覚書（社団法人大阪府トラック協会）
- ・災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定（京都市中央卸売市場、大阪府中央卸売市場、神戸市中央卸売市場、姫路市中央卸売市場、奈良県中央卸売市場、和歌山市中央卸売市場、尼崎市公設地方卸売市場）
- ・非常災害時における相互協力の覚書（全国食肉市場長連絡協議会近畿ブロック加盟の食肉市場）
- ・災害時における物資の供給等の協力に関する協定（小売店等各社）
- ・全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（全国の中央卸売市場）
- ・災害時用医薬品等の供給に関する協定書（大阪府薬剤師会、大阪府医薬品卸協同組合）

2 各担当部は必要があるときは、1 に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

東南海・南海地震が発生した場合、約2時間で本市に津波が来襲することが想定される。本市における津波被害は、津波到来までの間に水門等の津波防災施設を閉鎖し、津波の侵入を防ぐことでほとんどないと考えられる。津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の充実や施設の維持管理の徹底に努める。

ただし、水門等の津波防災施設の操作はあくまでも施設管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、的確に行う。

また、地震による揺れ、液状化及び漂流物等の衝突によって発生する防潮扉、水門及び護岸等の一部損壊に伴い、海水の越水や侵入による浸水被害が生じる可能性も考えられる。よって、こうした津波被害の危険性を検討し、避難等の措置を講ずるものとする。

なお、船舶等に対する津波被害の想定及び対策について、「大阪港海難防止対策委員会」において検討する。検討結果について、推進計画に反映させていくこととする。

第1 水門等の津波防災施設の操作

1 計画の目的

大阪市湾岸部への津波来襲に備え、水門等の津波防災施設の操作体制の強化を図る。

2 計画の内容

(1) 水門等の津波防災施設の操作マニュアルの作成と習熟

水門等の津波防災施設を操作する機関は、大阪市湾岸への津波来襲に備え、津波到達時間内に安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・操作員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた水門等の津波防災施設の操作マニュアルを作成し、関係者に周知する。関係者は、日頃から津波に対する心構えをもち、迅速な防ぎよ活動に努めるものとする。

また、施設操作員の選定に際しては、津波到達時間内に現地到着が可能なこと、施設操作に熟練していること、迅速かつ安全な操作ができる人員を確保すること等に留意する。

(2) 迅速かつ確実な施設操作

大阪府の沿岸に津波警報、津波注意報が発表された場合は、参集指令及び水門等の津波防災施設の操作指令が発令されたものとして、自主的に参集する。操作することになっている者は速やかに現地又は集合場所に急行し、施設管理者と緊密な情報交換を行って、確実な施設操作に努める。

施設の操作体制が確保できた時点で直ちに施設操作を実施し、市民の安全を確保する。操作完了後は、水防本部や管理者等にその旨を報告する。

勤務時間外における港湾局所管の津波防災施設の操作に当る防潮扉及び水門閉鎖要員を次のとおり登録する。

- ・ 対象は、職種区分に関わらず、水門等の津波防災施設近傍に居住する各局室の職員とする。

(3) 施設の閉鎖確認体制の確立

津波の到達までに水門等の津波防災施設の操作の完了を確認するため、各機関ごとに確認体制を確立する。確認の方法としては、集中監視システムによる開閉の確認、

職員や水防団員による現地パトロールによる確認、各操作者からの閉鎖完了報告による確認等があげられる。

(4) 施設の電動化の推進

閉鎖作業の迅速化・省力化に努めるべく、現況の防潮扉の敷居高さが想定津波高さを下回るものなどについて、電動化の推進を図る。

第2 水門等の津波防災施設の維持管理の徹底

1 計画の目的

水門等の津波防災施設の維持管理の徹底を図り、津波来襲時に水門等の津波防災施設がその機能を果たすことができるよう努める。

2 計画の内容

(1) 水門等の津波防災施設の維持管理

水門等の津波防災施設の管理者あるいは施設操作を担う機関は、津波発生時に防ぎよ施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無をチェックする等に努め、施設操作に万全を期する。

(2) 民間の防潮扉管理者への指導

民間の事業者が管理している防潮扉については、作業終了後の閉鎖の徹底を図るべく指導を行う。

第3 河川・港湾施設等の整備等

1 河川施設構造物の整備

(1) 計画の目的

河川施設構造物は、洪水等による堤内地への浸水を防止するための治水施設であり、震災時においてもその基本機能が確保できるよう液状化や津波への配慮が必要である。

(2) 計画の内容

近畿地方整備局、大阪府及び市は、地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害（津波による浸水等）を防止するため、液状化を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。

2 港湾・海岸保全施設等構造物の整備

(1) 計画の目的

臨港地区及びその背後市街地は、港湾・海岸保全施設等が大きな被害を受けた場合には、浸水被害などの発生が危惧されるため、震災時においても、港湾・海岸保全施設等の基本機能が確保できるよう整備を行う。

さらに、震災直後の緊急物資輸送及び避難者の輸送が円滑に行えるよう耐震強化岸壁等の整備を行い災害に対する強化を図る。

(2) 計画の内容

港湾・海岸保全施設の耐震補強、液状化対策の推進

防潮堤等の耐震補強、液状化対策の推進

東南海・南海地震の地震動による港湾施設、防潮堤等への影響についての検討

3 内水排除機能の確保

内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検
その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

4 同報無線の拡充

同報系無線については、既に防潮堤・護岸等での整備を行ってきたが、さらに、一時避難所となる公園や津波等地域の危険性を考慮し、屋外受信拡声機の適正な配備体制を進めており、今後も小学校、各局施設、防潮堤護岸の新設等に応じて適宜配置を行う。また、公共施設などについては、屋外子局（屋外拡声局）の増設及び屋内子局の（戸別受信機）設置を検討していく。

第4 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達について、市本部、港湾部等は、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- 2 船舶に対する伝達
- 3 船舶の係留強化、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第5 避難対策等

1 避難の基本方針

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地区の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難対策をすすめる。

【大阪府域に津波警報が発表された場合】

- (1) 浸水想定区域内に住む人は、浸水想定区域外の広域避難場所、一時避難所等のオープンスペースへ避難する。
- (2) 浸水想定区域外への避難が困難な場合（高齢者や要介護者など移動が困難な場合）や時間的に余裕が無い場合は、収容避難所の浸水しない階か、付近の丈夫な建物の浸水しない階に避難する。

【大阪府域に大津波警報が発表された場合】

- (1) 避難勧告区域内にいる人は、付近の津波避難ビル等の丈夫で高い建物の3階以上など高い場所へ避難する。
- (2) 避難勧告区域外にいる人は、引き続き避難情報の発表に注意する。

2 津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区

【大阪府域に津波警報が発表された場合】

津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区については、津波シミュレーションの浸水予測図を基本として、次表に示す地区を対象とする。

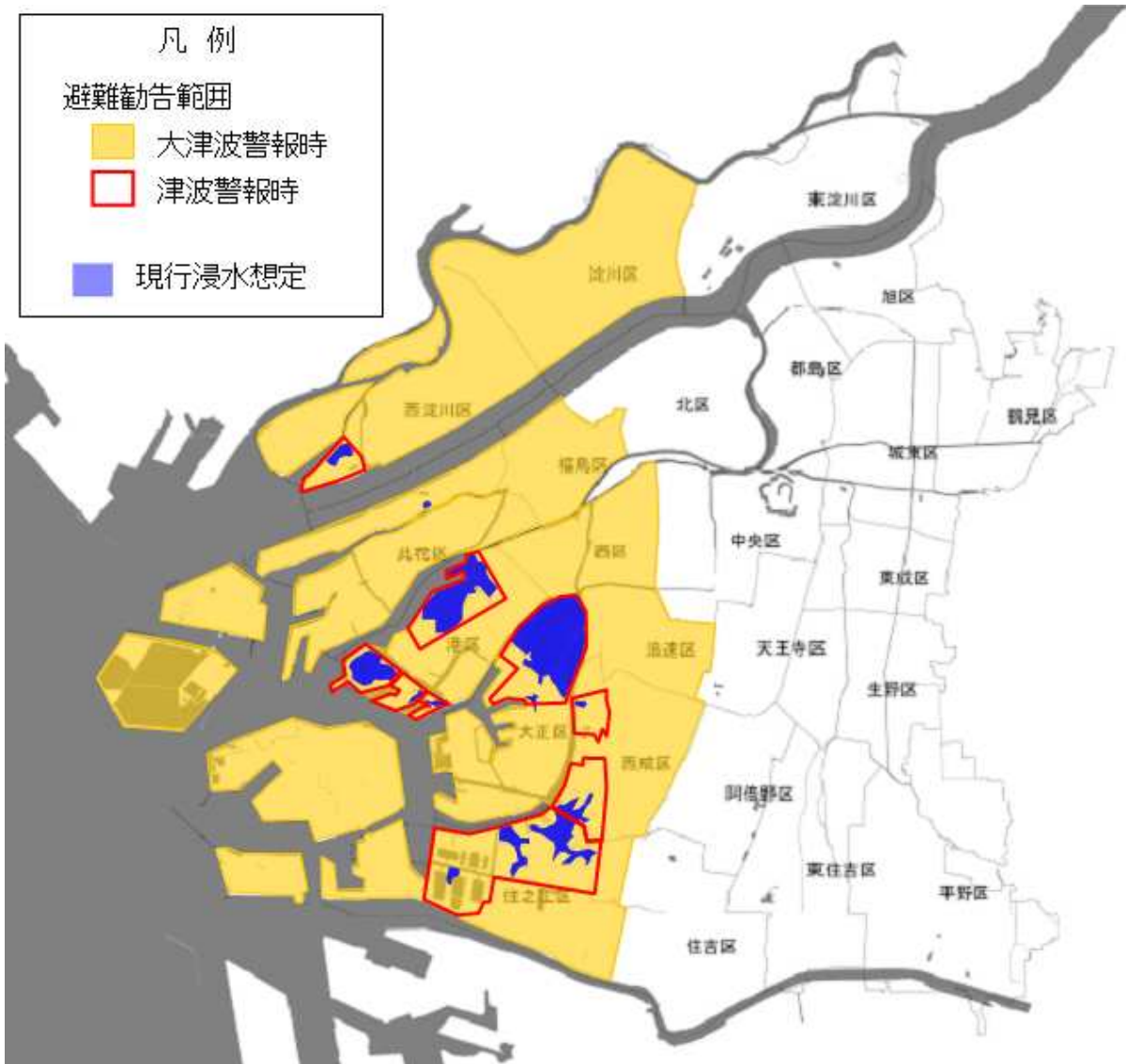
区	避難勧告対象区域
港区	磯路、石田、田中、弁天、夕凧、海岸通、築港
大正区	三軒家西、三軒家東、千島、泉尾、北村
西淀川区	西島2丁目
住之江区	柴谷、西加賀屋、中加賀屋、東加賀屋、北加賀屋、緑木、平林北、平林南
西成区	北津守4丁目、津守1丁目、南津守

【大阪府域に大津波警報が発表された場合】

暫定的に上町台地より海側にある次表の10行政区を対象とする。

なお、いずれの場合も災害の状況により、避難勧告区域を適宜拡大する。

気象庁発表 対象区	津波注意報	津波警報（津波）	津波警報（大津波）
港	注意喚起 避難勧告等の 発令なし	注意喚起 避難勧告等の 発令なし	避難勧告 一部地域
大正			
西淀川			
住之江			
西成			
此花			避難勧告
淀川			
福島			
西			
浪速			
北	注意喚起		
中央			
東淀川			
都島			
旭			
城東			
鶴見			
東成			
生野			
天王寺			
阿倍野			
住吉			
東住吉			
平野			



津波警報・大津波警報発表時の避難勧告範囲

3 避難場所

【大阪府域に津波警報が発表された場合】

大阪府域に津波警報が発表された場合の津波に関する避難場所は、避難の基本方針に従い次のとおりとする。

区	避難場所	避難場所種別
港	抱月小公園、抱月公園、波除公園、市岡小公園、市岡元町公園、南市岡公園、市岡西公園、市岡浜公園、市岡公園、港南公園、三先公園、池島公園、入舟公園、入舟南公園、八幡屋南公園、港晴北公園、港晴南公園、港晴東公園、市岡中央公園、南市岡西公園	一時避難所
	市岡中学校、築港中学校、弁天小学校、磯路小学校、田中小学校、築港小学校、市岡商業高等学校	収容避難所
大正	千島公園、大阪ドーム	広域避難場所等
	平尾亥開公園、鶴町中央公園、鶴町南公園、南恩加島公園、鶴町北公園、小林南公園、南恩加島西公園、鶴町児童遊園、平尾公園、小林公園	一時避難所
	大正高等学校、大正東中学校、大正北中学校、三軒家西小学校、三軒家東小学校、泉尾東小学校、泉尾北小学校、中泉尾小学校、北恩加島小学校、泉尾高等学校、泉尾工業高等学校	収容避難所
西淀川	西淀川中島地区、出来島地区、佃地区	広域避難場所
	花川公園、柏里公園、柏里西公園、花川西公園、愛光児童遊園、野里公園、野里西公園、野里北公園、北之町公園、歌島三角公園、西淀川中央コミュニティ広場、歌島公園、御幣島公園、御幣島東公園、竹島公園、竹島西公園、竹島南公園、佃公園、新佃公園、東佃公園、佃中公園、大和田北公園、西淀公園、大和田中央公園、千舟公園、姫之里公園、上町公園、姫島東第一公園、姫島公園、南姫島公園、東姫島公園、北姫島公園、姫島浜公園、西姫島公園、福町東公園、福町公園、福町西公園、福町北公園、百島公園、新淀川公園、大野1丁目児童遊園、中島公園、中島東公園、出来島西公園、出来島公園、大和田川公園、佃ふれあい公園、福コミュニティ広場	一時避難所

区	避難場所	避難場所種別
住之江	住之江公園一帯、南港中央公園一帯	広域避難場所
	安住公園、西住之江公園、浜口東公園、浜口西公園、安立北公園、浜口公園、霞松原公園、北島公園、御崎南公園、南加賀屋公園、住吉公園、粉浜東公園、粉浜北公園、粉浜公園、新北島東公園、新北島西公園、新北島南公園、敷津浦東公園、南加賀屋西公園、御崎東公園、御崎中公園、西住之江南公園、安立南公園、西住之江中公園、御崎北公園、粉浜中公園、粉浜南公園、新北島中公園、新北島会館南公園、新北島中学校北公園、南港公園、南港太陽のまち公園、南港緑公園、南港海のまち公園、南港花のまち公園	一時避難所
	住吉川小学校、加賀屋小学校、加賀屋東小学校、加賀屋中学校、平林小学校	収容避難所
西成	西皿池公園、天下茶屋公園、田端公園、玉出西公園	一時避難所等
	津守小学校、南津守小学校、西成高校、北津守小学校	収容避難所

【大阪府域に大津波警報が発表された場合】

大阪府域に大津波警報が発表された場合の避難場所として、当面、上町台地西側10区(西淀川区、此花区、港区、大正区、西成区、住之江区、淀川区、福島区、西区、浪速区)を対象に、津波避難推計人口である約85万人(昼間)の住民等が津波から緊急かつ一時的に避難・退避するための津波避難施設の確保を進める。

(1) 計画の内容

堅固な高層建物等の人工構造物。避難者1人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。

想定避難者数(暫定)

	福島区	此花区	西区	港区	大正区	浪速区	西淀川区	淀川区	住之江区	西成区	合計
津波避難推計人数(昼間)	66,768	56,314	148,156	60,901	51,294	67,265	69,887	159,794	93,264	72,877	846,520
津波避難推計人数(夜間)	17,560	24,388	7,504	24,785	30,720	4,093	34,038	38,912	32,712	63,466	278,178

ア 津波避難ビルの要件

建物の構造

原則として鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造による構造の建物とする。ただし、安全性が確認された場合は、鉄骨造についても指定する。

耐震性

新耐震設計基準(建築基準法施行令昭和56年改正)に適合していることを基本とする。

イ 避難場所・時間

- ・ 原則として3階以上とするが、津波浸水想定が定められれば、必要に応じて見

直す。

- ・ 津波警報等が解除されるまで、避難者が長時間滞在しなければならないことも考えられることから、避難者1人当り概ね1.6㎡を確保することを基本とする。
ただし、避難者1人当たり面積については、地域の実状に応じた設定が可能とする。
- ・ 少しでも多くの施設を確保するため、施設の実態に応じ、避難者の受け入れ時間限定（営業時間中のみ等）を許容する。

ウ 確保の手順

市及び外郭団体の施設

危機管理室と所管する局が調整の上、指定を進める。

津波避難拠点施設

観光客にもわかりやすい避難施設として、各区に拠点施設を確保するよう努める。

民間施設

地域の民間施設については、区役所が地域住民と協働し、施設管理者と協定を締結する等、確保を進める。

複数の区にまたがる施設

チェーンストア、府営住宅、UR住宅等、複数の区にまたがる施設について、市域において一括して協定を締結できるものについては、危機管理室にて対応する。

鉄道施設、道路施設等の活用

関西広域連合にて包括的に検討を進めている鉄道施設や道路施設等の高架部について、地域の実情に応じて避難施設として確保するよう関係機関と協議をすすめる。

新設建築物

対象区において新規開発を予定している建築主に対して協力を呼び掛ける。

エ 津波避難ビル等の周知

日頃から地域住民に当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号を利用した看板又はステッカー等の整備を行う。

4 避難勧告・指示の伝達方法

ア 同報無線により実施する。

イ 危機管理部は、移動体通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社）が提供する緊急速報メールサービスを利用し、災害発生時における避難勧告・指示などの緊急情報を大阪市内にある携帯電話等に一斉配信する。

ウ 報道機関との協定に基づき、マスメディアを通じて実施する。

エ ヘリコプターや車、自転車、携帯拡声器等、利用可能な手段をもって実施する。

オ 市のホームページ、おおさか防災ネットや緊急通報システムのメール配信サービスを活用した緊急広報を実施する。

カ 要援護者に対しては、要援護者施設へのメール配信や、自主防災組織の代表者を通じて情報伝達体制を整備し、情報伝達を行う。

- 5 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区について、津波防災マップ等を用い、次の事項等について関係地区住民等にあらかじめ十分周知を図る。
 - (1) 避難勧告・指示対象地区の範囲
 - (2) 浸水想定区域図（浸水範囲、浸水深）
 - (3) 避難場所、防災拠点施設、同報無線の位置等
 - (4) 避難の勧告・指示についての情報
 - (5) 災害に関する基礎的情報
 - (6) その他事前の対策や避難方法等についての情報等
 - (7) 避難生活を送る避難場所と津波からの緊急避難場所との違い
- 6 避難の誘導及び移送、並びに避難所の運営・管理については、『大阪市地域防災計画（震災対策編）第3部災害応急対策計画、2 応急避難計画』の定めるところによる。
- 7 外国人等の避難については、防災マップや大阪市ホームページなどを通じ、情報提供を行うなど、今後、適切な避難対策について関係機関、関係事業者と協議・検討を行うこととする。

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道（大阪市水道局）

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は次のとおりである。

被害箇所の応急復旧着手までの間の緊急措置として、漏水による道路陥没等の二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合にあっては、速やかに緊急断水等の危険防止の措置を講じる。

また、淀川の津波遡上による取水影響等についても検討を図るものとする。

2 電気（関西電力株式会社）

津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカー開放等の措置に関する広報を実施する。

電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制確保等を実施する。

また、津波警報が発表された場合、及び浸水が予想される変電所等では対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で安全措置、緊急点検及び巡視を実施する。

3 ガス（大阪ガス株式会社）

津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

また、津波警報が発表され、避難勧告・指示が発令された避難対象地区に対して、津波の越波による導管被害を想定したガス供給施設の応急対策を実施する。

4 通信（西日本電信電話株式会社等）

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を実施する。

(1) 電源の確保

予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保を図る。

(2) 通信の非常そ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を行う。

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するための措置が必要な場合は臨機に利用制限等の措置を行う。

非常・緊急通話又は非常・緊急電話は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。災害時における電話の輻輳緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音、再生できるよう災害用伝言ダイヤル(171)を提供する。

(3) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合には、避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(4) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事にを優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し早期復旧に努める。

(5) 広 報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信のそ通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

5 放送(日本放送協会大阪放送局)

津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第7 交通対策

1 道路

- (1) 大阪府公安委員会は津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。
- (2) 道路管理者及び港湾施設管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。
また、道路管理者は、津波防災地域づくりの一環として津波によって浸水が予想される道路区域において、道路利用者に対し津波の危険があることを明示する標識等による周知を行う。

2 海上及び航空

- (1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- (2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止するものとする。
- (3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を高ずるとともに、船舶所有者などに対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (5) 国土交通省、港湾部は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。
- (6) 第五管区海上保安本部、大阪府、港湾部は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。
- (7) ヘリポート管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかにヘリポートの閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

3 鉄道

鉄道事業者については、列車の乗客や駅等に滞在する者の安全を確保するため、以下の措置をとるものとする。

- (1) 防災体制の確立
東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、速やかに災害対策本部を設置する。
- (2) 情報の収集・伝達
駅周辺並びに隧道内の状況等を迅速かつ的確に収集するように努めるとともに、関係各所に伝達する。
走行中の車両に対しては、列車無線等により伝達する。

(3) 運行等に関する措置

津波の来襲により浸水の危険度が高いと予想される区間については、運行の停止等の措置を乗務員等に周知しておくものとする。

乗客に対しては、あらかじめ列車の運行等の措置についての案内を掲示するとともに、津波警報等の発表に際しては放送等により周知するものとする。

(4) 駅等の滞留客に対する措置

駅等に滞留する乗客に対しては、最寄りの避難場所及び運行上の措置についての案内を掲示するとともに、津波警報等の発表に際しては放送等により周知を実施する。

(5) 防災訓練

防災訓練を年 1 回以上実施することとする。

(6) 職員に対する教育

職員に対して、地震及び津波等の災害に関し必要な知識・役割を教育する。

4 バス

バス事業者については、バスの乗客や停留所等に滞在する者の安全を確保するため、以下の措置をとるものとする。

(1) 防災体制の確立

東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、速やかに災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

関係部署及び運行中のバス車両に対する情報の収集・伝達経路は、予め定める伝達システムにより行う。

運行中のバス車両の乗務員については、ラジオ・サイレン・標識による情報収集に努めるとともに、M C A 無線による情報の収集・伝達に努めるものとする。

(3) 運行等に関する措置

走行中の路線は、運行の停止、その他運行上の措置を講じるとともに、乗客に対しては避難場所の周知を行う。

運行の停止にあたっては、十分な車両の安全措置を行ったうえ駐車措置を講じ、乗客の避難状況等について可能な限り、伝達システムに基づき報告を行う。

(4) ターミナル及び停留所等の滞留乗客に対する措置

ターミナル及び停留所等に滞留する乗客に対しては、現地係員及び乗務員等により、津波警報等の内容、最寄りの避難場所及び運行上の措置を講じた旨等の案内を掲示、放送等による周知を実施する。

(5) 防災訓練

防災訓練を年 1 回以上実施することとする。

(6) 職員に対する教育

職員に対して、地震及び津波等の災害に関し必要な知識・役割を教育する。

第8 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

津波警報等の入場者等への伝達

入場者等の安全確保のための退避等の措置

施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

出火防止措置

水、食料等の備蓄

消防用設備の点検、整備

非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

ア 生徒等の避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に援護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校、視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校等）これらの者に対する援護の措置

社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

地下施設等にあつては、防潮鉄扉、防水パネルなど浸水防止設備の点検、整備

(3) 具体的な措置

施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに各管理者において別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部、その補完施設及び災害対策本部を構成する各部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとる。

自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

無線通信機等通信手段の確保

災害対策本部設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 大阪市地域防災計画に定める避難所がおかれる学校等の管理者は区本部が行う避難所の開設に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

市の管理する工事中の建築物、土木構造物その他の工作物又は施設については、工事を中断し、他に被害をおよぼさないよう適切な対策を行うものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（地震防災緊急事業五箇年計画）

地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

- 1 避難地の整備
- 2 避難路の整備
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設等の整備
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校もしくは中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校又は特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 海岸保全施設又は河川管理施設
- 12 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 13 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、自家発電設備その他の施設
- 14 老朽住宅密集市街地にかかる防災対策

第6章 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、大阪府に対し、必要に応じて助言を求めるものとする。
- 4 市は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 防潮扉等の閉鎖訓練
 - (5) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (6) 救出・救助訓練
 - (7) 医療救護訓練
 - (8) 住民参加による実働型の避難訓練
 - (9) 広域応援図上訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、「大阪市地域防災計画（震災対策編）第2部災害予防計画 第3災害に強い『人と組織づくり』 2 防災知識の普及 10 広聴活動計画」の定めるところによるほか、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する防災知識の普及

地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・ 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・ 職員等が果たすべき役割
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ・ 家庭内での地震防災対策の内容
- ・ 関西広域連合が実施する専門的な研修

2 住民等に対する教育

(1) 住民への普及・啓発

市は、大阪府が設定した津波浸水想定を踏まえて避難場所等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知する。

市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、この作成に際しては大阪府より技術的支援を受けるものとする。また、土地取引における活用等を通じて、その内容について理解を得るように努める。

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難施設等の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光材等を活用して夜間でもわかりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

また、市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育、防災啓発を実施するものとする。

防災教育、防災啓発は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・ 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震・津波に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- ・ 各地域における避難所等に関する知識
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ・ 津波発生時（大きな長い揺れが継続した場合）にとるべき行動

(2)教育機関における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は市内全域で行われる必要がある。

3 東南海・南海地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、東南海・南海地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。